

建設計画に係る令和2（2020）年度の実施事業に関する意見についての対応調書

地区名	項目番号	項目	事業の内容	担当局	担当課	対応方針
香川地区	1	りんくうスポーツ公園の更なる整備について	「りんくうスポーツ公園」については、要望していた夜間照明も設置され、昨年8月にオープンしましたが、これまでの施設の利用状況（曜日・時間帯の特性、競技種目など）の概要をお示し願いたい。 また、管理棟の整備や施設管理人の常駐などについても、利用者の利便性や安全性の向上が図れることから、早期の整備を要望するとともに、この施設をスポーツ競技団体のみで使用するだけでなく、広く一般市民が施設を利用できやすいうように、健康増進などを目的とした器具等の整備についても検討をお願いしたい。	創造都市推進局	スポーツ振興課	利用状況に関しましては、ほぼサッカーでの利用となっており、時間帯としては、平日は夕方頃から少年サッカー、夜間は成人サッカー、土日は朝から一日中少年、成人ともにサッカーでの利用となっております。また、施設管理については、現在、香川総合体育館の職員が行っており、利便性や安全性についても、一定水準が図られているものと存じております。管理棟の整備や健康増進器具の設置等につきましては、利用状況等を勘案し、引き続き検討してまいりたいと存じます。
香川地区	2	伝統文化の保存継承について	高松市の貴重な民俗文化財である「ひょうげ祭り」や、農村歌舞伎「祇園座」の保存活動及び後継者育成に対し、引き続き積極的な支援を要望します。 そして、高松市の代表的な文化財として、県内及び他県自治体との交流事業にも積極的に関わっているため、今後とも市のホームページや広報紙等への掲載、報道機関への情報提供、インターネット等を利用した全国への情報発信などについても引き続きお願いしたい。 また、「大馬謨碑関連事業」については、当該事業を継続実施するため、今後とも事業展開への支援をお願いするとともに、大馬謨碑関連の文献資料等の現在の収集状況についてお示し願いたい。	創造都市推進局	文化財課	民俗文化財の「ひょうげ祭り」、農村歌舞伎「祇園座」については、高松市文化財保護条例第2条第1項及び第2項、第16条並びに高松市補助金等交付規則により、保存公開活用事業、後継者育成事業に対して旧町より引き続き積極的な支援を行っている。また、市ホームページや広報誌等への掲載、報道機関への情報提供などを随時行い、民俗文化財を積極的に情報発信している。 「ひょうげ祭り」は、他県からの観光客が増加し、TVで報道されるなど反響が高く、また、農村歌舞伎「祇園座」は、日本ユネスコ連盟のプロジェクト未来遺産に登録されるなど、民俗文化財の活用及び後継者育成の活動が活発であり、本市としては継続的に支援を行っている。 「大馬謨碑関連事業」については、文献資料等の収集などを継続実施するとともに貴重な文化財の保存活用及び管理の支援を検討したい。
香川地区	3	「高松市立みんなの病院」の地域保健活動等への参加の継続について	「高松市立みんなの病院」開院後も、香川診療所時代と同様に、香川地区3校区（大野・浅野・川東）の保健委員会などが地域の各種イベントで開催する健康教室や骨密度測定などに、病院のスタッフの方には参加していただいている。「みんなの病院」が地域医療の要として更なる発展を遂げるためにも、また、香川地区の保健活動の活性化のためにも、今後とも、こうした地域の保健活動等への参加を継続していただくようお願いしたい。	病院局	高松市みんなの病院 医事課	昨年9月に開院した高松市立みんなの病院におきましても、市民の皆様の健康に対する意識を高めるために、「やさしく学べる健康講座」等を実施しており、今後とも、引き続き、この講座等を通じて地域の保健活動等に参加してまいりたいと存じます。
香川地区	4	香川地域保健活動センターの有効活用と幼児健診受診施設の整備について	香川地域保健活動センターの令和3年度以降の利用形態については、「利活用の状況及び地域からの利用形態の存続要望を踏まえ、今後予定されている『高松市公共施設再編整備計画（案）第1次』の見直しに当たり、ファシリティマネジメント推進室と連携・協議しながら、利用存続を含めた施設の有効活用方策について検討する」と示されていますが、現在もセンターで実施されている「食生活改善推進協議会事業」の活動などは、地域の保健・福祉の増進に寄与する重要な活動であるため、令和3年度以降も、現在の利用形態が継続できるよう要望します。 また、総合センター化に伴い桜町の保健センターに集約された1歳6か月児、3歳児などの幼児健診が、今後整備予定の中部地域の中核となる仏生山の総合センター内で、受診が可能となるよう施設の整備を要望します。	健康福祉局	保健センター	令和3年度以降の利用形態につきましては、利活用の現状及び地域からの利用形態の実績を踏まえ、ファシリティマネジメント推進室と連携・協議しながら、適切に対応してまいりたいと存じます。 仏生山の総合センター、いわゆる中部総合センター（仮称）におきましては、保健・福祉サービスの、更なる向上を図るために、その施設内に健診室や相談室等の健診機能を有する保健センターを整備することとし、現在、準備を進めているところです。
香川地区	5	市道の整備について	建設計画搭載路線のうち、次の未整備路線について早急に整備されるよう要望します。 ①市道向坂宮下線の早期整備 高松市南部地域のまちづくりを担う大変重要な路線であることを十分認識いただき、今後とも、土地所有者ほか地元関係者の同意、合意形成がなされ、正式な要望書が提出されれば、高松市生活道路整備審議会に諮り、直ちに道路の規格、法線などを定め、県道三木綾川線までの延長整備事業を早期に計画・立案されたい。 ②市道山下横岡線等の早期整備 市道山下横岡線の拡幅整備については、「市道下川原北線の整備後に、交通量の増加状況や交通の流れ等を検証した上で、拡幅の必要性を検討したい。」とのことであるが、交通量も増加傾向にある上、通学路にもなっていることから、通行者の事故を未然に防止するためにも、市道下川原北線の一日も早い完成に努めていただき、併せて、市道山下横岡線の拡幅整備を早期に計画・立案されたい。 また、市道八王子線については、市道山下横岡線と同様、通学路となっていることから、地域住民から整備要望が強い路線であるので、地元関係者の協議が整い次第、早期整備をお願いしたい。 さらに、その他の路線についても、早期整備が図られるよう適切に対処されたい。	都市整備局	道路整備課	①市道向坂宮下線につきましては、現在、地元関係者が中心となり、引き続き、土地所有者等と調整を行っていると同っており、本市といたしましては、地元の合意形成が図られ、生活道路整備事業としての正式な手続を経た上で、具体的な整備計画の検討を進めてまいりたいと存じます。 ②まず、市道下川原北線の整備についてでございますが、現在、香南町につながる橋りょう建設工事につきましては、高欄を除き完成しております。今年度は、県道川東高松線までの道路改良、道路舗装及び橋りょうの高欄設置を行うこととしておりまして、今後とも、予算確保に努めながら、早期の完成を目指してまいりたいと存じます。 次に、市道山下横岡線の拡幅整備につきましては、市道下川原北線の整備後の交通量や流動等を検証した上で、拡幅の必要性を検討してまいりたいと存じます。 また、市道八王子線やその他の路線につきましては、地権者と合意形成が図られ、生活道路整備事業としての正式な手続を経た後に、整備計画について協議を進めてまいりたいと存じます。
香川地区	6	川東体育館・香川庭球場の跡地利用について	川東体育館と香川庭球場の跡地利用に関しては、平成29年度の定例会において、公園として利用できないかと要望をいたしました。川東体育館については、耐震診断の結果を踏まえ利用者の安全を考慮し、今夏から休館することとなりました。ついては、その後の跡地利用の予定等につき、現状と見通しをお示し願いたい。	創造都市推進局	スポーツ振興課	川東体育館につきましては、現在休館中でございますが、施設の在り方は今後決定していく予定です。その後、廃止となった場合の跡地利用については、公園整備も含めて検討してまいります。香川庭球場についても、川東体育館の在り方を検討していく中で、一体的に検討してまいりたいと存じます。